

新見市周遊型観光ツアー助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 新見市周遊型観光ツアー助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新見市補助金等交付規則（平成17年規則第63号）によるほか、この告示に定めるところによる。

(目的)

第2条 本市の観光施設等の観覧を目的とした企画旅行（以下「ツアー」という。）を実施した旅行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市の地域資源を活用した特色ある観光や広域的な観光を促進させるとともに、交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、企画旅行とは、旅行業法（昭和27年法律239号）第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、旅行業法の規定補助金に基づく旅行業の登録を受けている旅行者とする。

(補助対象要件)

第5条 補助金の交付対象は、次の各号の要件を全て満たすツアーとする。

- (1) 貸切バス又は貸切タクシーを利用すること。
- (2) 構成人数は、6人以上であること。ただし、乗務員、参加費が無料の乳幼児を除く。
- (3) 国又は地方公共団体が実施する視察又は研修旅行及び宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 日帰りの場合、市内の観光施設、観光スポット又は観光イベントを2箇所以上周遊し、市内の食事提供施設を利用すること。
 - イ 宿泊を伴う場合、市内の観光施設、観光スポット又は観光イベントを2箇所以上周遊し、市内の宿泊施設を利用すること。
- (5) 観光施設、観光スポットは、必ず有料施設を含むものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となるツアーの実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとし、補助金の上限額は、補助対象事業者が営む1営業所あたり1年度につき200万円までとする。

- (1) 第5条に定める補助対象要件を満たすツアーの場合は、別表第1のとおりとする。
- (2) 第5条に定める補助対象要件を満たし、かつ、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた市内の貸切バス事業者が旅客運送を行ったツアーの場合は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ツアー実施日から14日以内に新見市周遊型観光ツアー助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、ツアー募集前に企画書（任意様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、新見市周遊型観光ツアー助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、申請者からの新見市周遊型観光ツアー助成事業補助金請求書（様式第3号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定及び確定の取り消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定及び確定の内容に違反したとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、交付決定及び確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

規定条文	区分	単位	補助金額
第5条第4号ア	日帰り	1人あたり	3,000円
第5条第4号イ	宿泊	1人あたり	6,000円

別表第2（第7条関係）

規定条文	区分	単位	補助金額
第5条第4号ア	日帰り	1人あたり	4,000円
第5条第4号イ	宿泊	1人あたり	8,000円